資料3

白岡市都市計画図

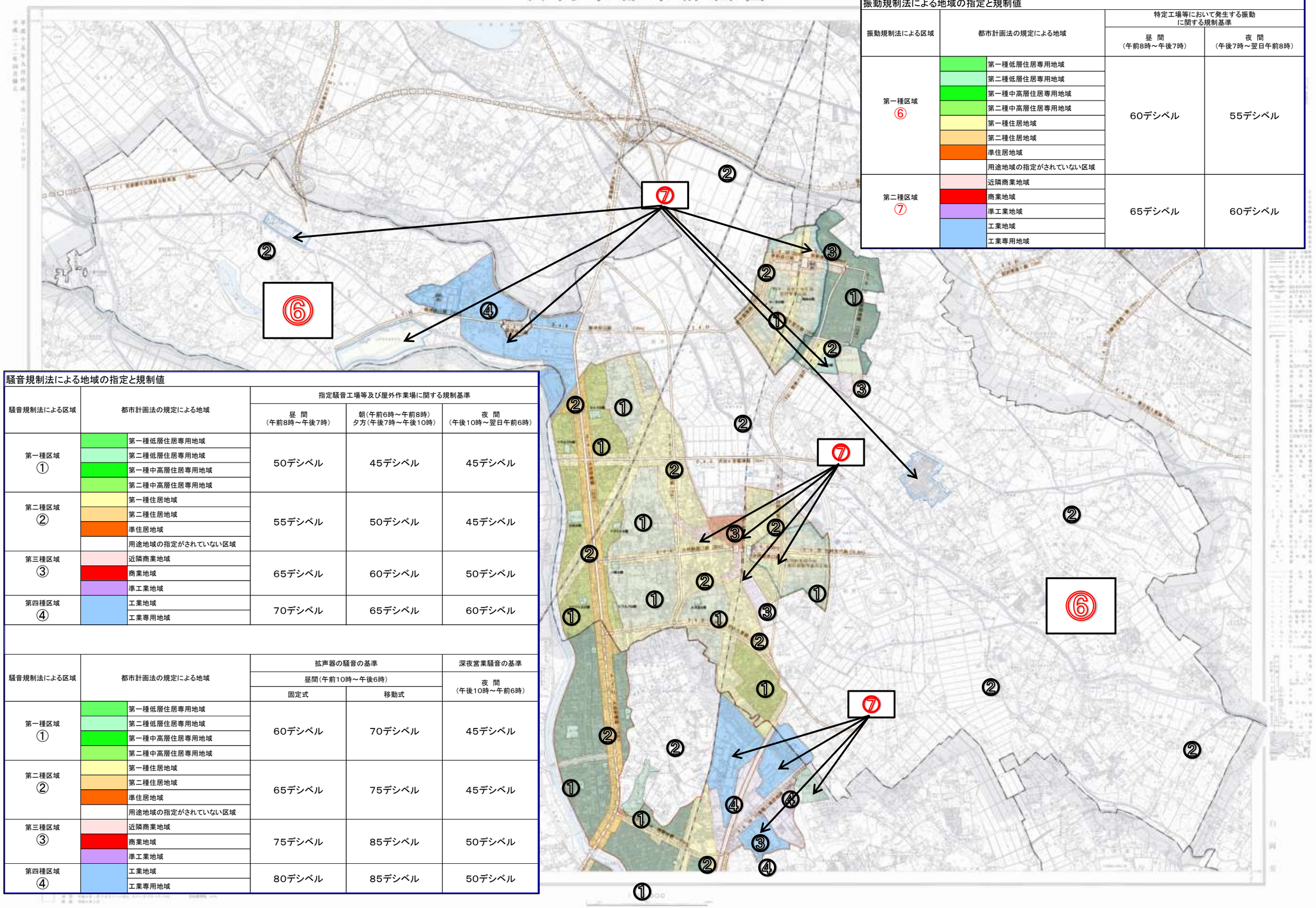

振動規制法による地域の指定と規制値

振動規制法による区域	都市計画法の規定による地域	特定工場等において発生する振動に関する規制基準 昼間（午前8時～午後7時）	特定工場等において発生する振動に関する規制基準 夜間（午後7時～翌日午前8時）
第一種区域 ⑥	第一種低層住居専用地域	60デシベル	55デシベル
	第二種低層住居専用地域		
	第一種中高層住居専用地域		
	第二種中高層住居専用地域		
	第一種住居地域		
	第二種住居地域		
	準住居地域		
	用途地域の指定がされていない区域		
第二種区域 ⑦	近隣商業地域	65デシベル	60デシベル
	商業地域		
	準工業地域		
	工業地域		
	工業専用地域		

騒音規制法による地域の指定と規制値

騒音規制法による区域	都市計画法の規定による地域	指定騒音工場等及び屋外作業場に関する規制基準 昼間（午前8時～午後7時）	指定騒音工場等及び屋外作業場に関する規制基準 朝（午前6時～午前8時）夕方（午後7時～午後10時）	指定騒音工場等及び屋外作業場に関する規制基準 夜間（午後10時～翌日午前6時）
第一種区域 ①	第一種低層住居専用地域	50デシベル	45デシベル	45デシベル
	第二種低層住居専用地域			
	第一種中高層住居専用地域			
	第二種中高層住居専用地域			
第二種区域 ②	第一種住居地域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
	第二種住居地域			
	準住居地域			
	用途地域の指定がされていない区域			
第三種区域 ③	近隣商業地域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
	商業地域			
	準工業地域			
第四種区域 ④	工業地域	70デシベル	65デシベル	60デシベル
	工業専用地域			

騒音規制法による区域	都市計画法の規定による地域	拡声器の騒音の基準 昼間（午前10時～午後6時） 固定式	拡声器の騒音の基準 昼間（午前10時～午後6時） 移動式	深夜営業騒音の基準 夜間（午後10時～午前6時）
第一種区域 ①	第一種低層住居専用地域	60デシベル	70デシベル	45デシベル
	第二種低層住居専用地域			
	第一種中高層住居専用地域			
	第二種中高層住居専用地域			
第二種区域 ②	第一種住居地域	65デシベル	75デシベル	45デシベル
	第二種住居地域			
	準住居地域			
	用途地域の指定がされていない区域			
第三種区域 ③	近隣商業地域	75デシベル	85デシベル	50デシベル
	商業地域			
	準工業地域			
第四種区域 ④	工業地域	80デシベル	85デシベル	50デシベル
	工業専用地域			